

船橋市営住宅 募集のしおり

令和8年9月定期募集

1. 申込み受付期間

令和8年9月1日(火)～9月15日(火)まで

2. 申込み方法

郵送

(9月1日(火)～9月15日(火)までの消印有効)

郵便ポストへの投函時刻によっては、翌日の消印になる場合があります。

受付期間の最終日は特に注意してください。

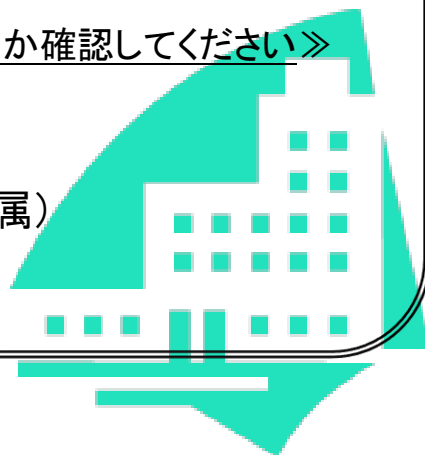
指定の封筒はありません。切手を貼付の上、船橋市営住宅管理センターへ郵送してください。※郵便料金不足の郵便物は受付いたしません。

3. 必要書類<<申込みの前に以下の書類があるか確認してください>>

☐市営住宅入居申込書(巻末に付属)

☐市営住宅申込みに関する同意書(巻末に付属)

☐その他必要書類(詳しくは10ページ)



[お問合せ先・送付先]

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号 船橋市役所6階

船橋市営住宅管理センター

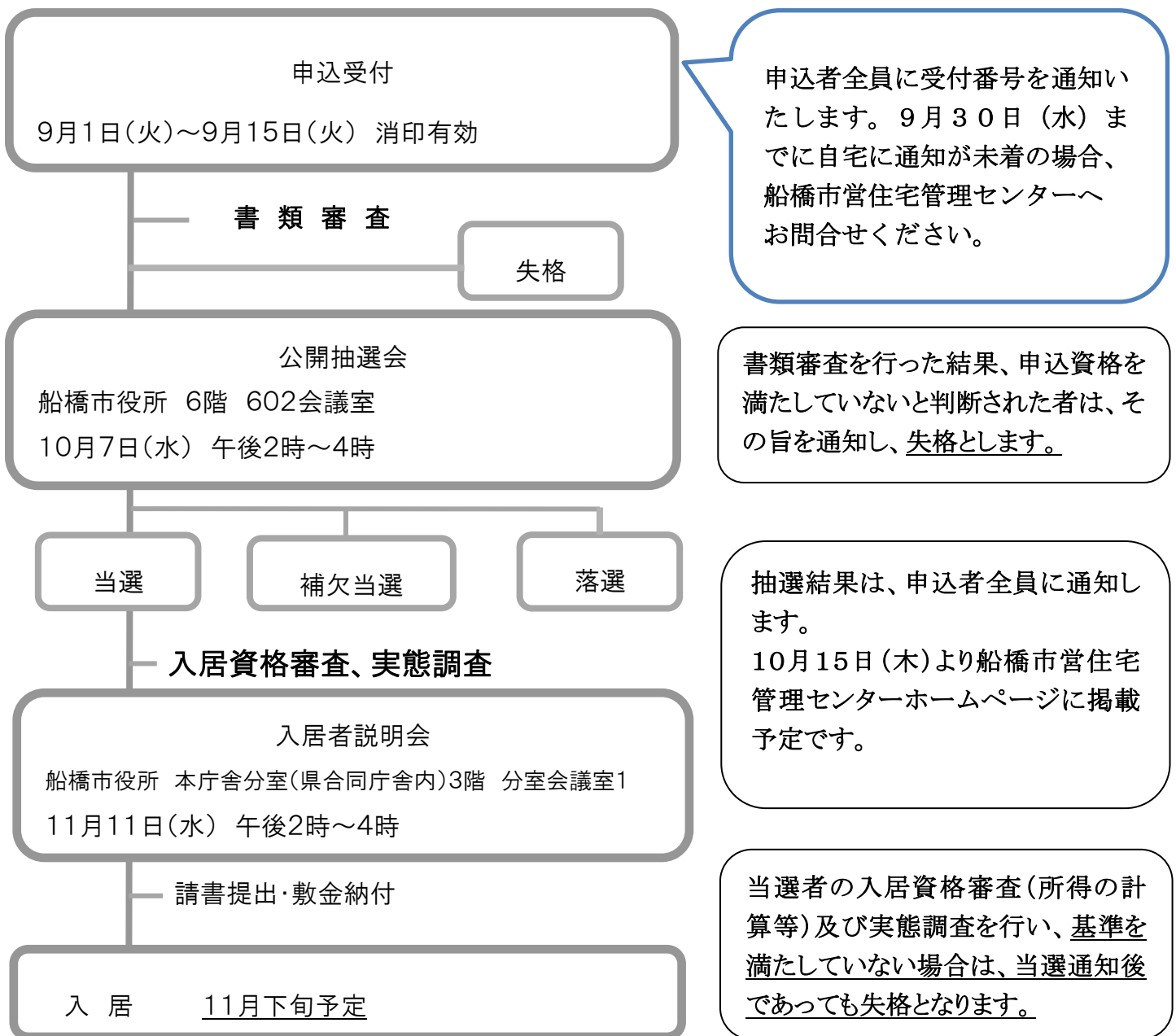
Tel.047-436-2040(平日 9時～17時)

(土・日・祝休日、年末年始を除く)

目 次

[申込みから入居までの流れ].....	2
[募集要項]	
1. 申込資格(入居資格).....	3～4
2. 申込みについての注意事項.....	5～6
各種記入例	
(市営住宅入居申込書).....	7～8
(市営住宅申込みに関する同意書)	9
3. 申込み方法及び必要な書類について.....	10
4. 抽選方法について.....	11
5. 当選後の注意事項(入居資格審査に必要な書類).....	12～13
6. 入居手続きについて.....	13
7. 募集住宅詳細(一覧表、間取図等).....	14～20
8. 入居に関する注意事項	21
9. 市営住宅一覧・分布図、外観写真、学区・主な交通機関.....	22～26
10. 月額所得の計算方法	27～28
提出書類チェックリスト	29
[巻末付属]…取り外してご利用ください。	
市営住宅入居申込書	
市営住宅申込みに関する同意書	

【申込みから入居までの流れ】



[募集要項]

1. 申込資格(入居資格)

◎次の(1)～(6)の条件すべてを満たすことが必要

- (1) 日本国籍を有する者。又は外国人で中長期在留者(永住者、「日本人の配偶者等」に限る)、特別永住者。
- (2) 令和8年2月28日までに船橋市内に住民登録のうえ、引き続き居住していること。
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

1 同居できる親族には、次の者も含まれます。

- ①現に婚約中である者
- ②婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係にある者(「未届けの夫」又は「未届けの妻」の届出があるかを市で調査します。)
- ③ふなばしパートナーシップ宣誓制度を利用する者

2 次の者は単身での申込みが可能です。

- (ア) 60歳以上の者
- (イ) 1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (エ) 療育手帳の交付を受けている者
- (オ) 第1款症以上の戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (カ) 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者
- (キ) 海外からの引揚者で5年を経過していない者
- (ク) 生活保護を受けている者 ※5ページ(13)を確認してください。
- (ケ) 中国残留邦人等で支援給付を受けている者
- (コ) ハンセン病で国の指定する療養所にいた者
- (サ) 配偶者(これに準ずる者を含む)からの暴力を受けた者(DV被害者で、保護施設等で保護を受けた後5年以内の者、配偶者(これに準ずる者を含む)に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出された後5年以内の者、女性相談支援センター等による証明書が発行されている者)
- (シ) 犯罪被害者等基本法に規定する犯罪被害者等で、犯罪被害により従前の住戸に居住することが困難であることが明らかであり、次のいずれかに該当する者
 - 1. 犯罪等により収入が減少し、生計維持が困難となった者
 - 2. 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために、当該住宅に居住し続けることが困難となった者

※生活上、介護を必要とする者は、市営住宅入居後、介護を受ける体制を整えておくこと。

(4) 現在、次のいずれかに該当する住宅困窮理由があること。

①住宅以外の建物に居住している。

②保安上危険、又は衛生上有害な建物に居住している。

※近隣トラブル、騒音問題、日当たりや結露、カビ等の問題は該当しません。

③ほかの世帯と同居のため、生活上不便である。又は住宅がないため親族と別居している。

④過密な住環境にある。(単身 専有面積が25㎡未満、2人以上は10㎡×世帯人数+10㎡未満)

⑤正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がない。

※家賃滞納や迷惑行為など本人の責によるものは該当しません。

⑥収入に対する家賃の割合が著しく過大である。(家賃額が世帯の月収額の30%を超える場合)

※親族の持家や賃貸住宅に同居しており、生活費としてお金を支払っている場合は該当しません。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(6) 世帯の月収額(所得)が、次のとおりであること。

27・28ページの計算方法を参考にして、世帯の月収額を確かめてください。

① 一般世帯(原則階層) 158,000 円以下

② 裁量階層世帯(※) 214,000 円以下

※裁量階層世帯とは、下表のいずれかに当てはまる世帯のことで、世帯の月収額による資格基準を一般世帯に比べ緩和しています。

対象世帯	
(1) 全員が60歳以上の世帯 ※18歳未満の同居親族を含む場合も可	
(2) 小学校就学前の子供を含む世帯	
(3) 以下の手帳を持つ心身障害者を含む世帯	
(ア) 1～4級の身体障害者手帳	(イ) 1～2級の精神障害者保健福祉手帳
(ウ) ㊦の1～Bの1の療育手帳	(エ) 第1款症以上の戦傷病者手帳
(4) 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者を含む世帯	
(5) 海外からの引揚者で、引揚後5年以内の者を含む世帯	
(6) ハンセン病で国の指定する療養所にいた者を含む世帯	

2. 申込みについての注意事項

- (1) 郵便ポストへの投函時刻によっては、翌日の消印になる場合があります。
受付期間の最終日は特に注意してください。
- (2) 申込者全員に受付番号を郵便にて通知いたします。
9月30日(水)までに通知が未着の場合は、船橋市営住宅管理センターへお問合せください。
- (3) 受付番号を発行した方を対象に公開抽選会を行います。
申込者全員に抽選結果を郵便にて通知いたします。
10月23日(金)までに結果の通知が未着の場合は、船橋市営住宅管理センターへお問合せください。(抽選結果に関するお問合せは、トラブル防止のためお答えできません。)
- (4) 申込後は、記入内容の変更は認められません。
- (5) 申込書に記入のない者は入居できません。
(申込後の家族構成の増減・変更は出生・死亡以外認められません)
- (6) 現在、公営住宅(県営住宅、市営住宅)に入居している者は申込みできません。
- (7) 申込書に記載する年齢、障害の有無、職業の有無、同居別居、扶養関係の有無は募集受付の最終日(令和8年9月15日)を基準として記入してください。
- (8) 当選後の資格審査にて必要となる書類を12、13ページで必ず確認してください。
資格審査時に提出できない場合、失格となります。
※書類の提出期限は、当選通知に記載します。
- (9) 原則、住宅を所有する者(登記簿上の名義人及び共有名義人)は申込みできません。
※既に売買契約を締結している方、手続き中の方は資格審査書類の提出期限までに所有権移転の登記後の謄本を提出してください。提出できない場合は失格となります。
また、上記の場合におきましても住宅困窮理由が必要となります。
- (10) 申込み後に住所が変わった場合には失格となります。また、電話番号を変更した場合には、速やかに船橋市営住宅管理センターまでご連絡ください。
- (11) 原則、住宅内部は鍵受け渡し前に下見することはできません。
※部屋の寸法等をお問合せいただきましても、お答えできません。
- (12) 受理した申込書、添付書類等は返却できません。
- (13) 生活保護受給世帯であっても、住宅困窮理由に該当しない場合には申込みを受付できないことがあります。申込み前に必ず担当ケースワーカーにご相談ください。

(14) 婚約中の者は、入居資格審査時に婚姻を確認できる戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は婚約証明書を提出してください。

(15) 次のような場合は、申込みを無効とします。また、当選後に判明した場合は失格とします。

①1世帯で複数の申込みをした場合。

②家族を不自然に分割した申込みをした場合（夫婦の別居、未成年のみの申込み等）

※夫婦の別居等、当選後の資格審査時に離婚が成立していない場合は失格となります。

※行方不明の場合や、配偶者（これに準ずる者を含む）から暴力を受けている被害者世帯等、やむを得ない事情がある場合は、事前にご相談ください。

③同居の予定のない親族を加えて申し込んだ場合。

④収入の基準が合わないという理由で、同居予定の親族を含めないで申し込んだ場合。

⑤申込書の記載事項が事実と相違があるとき。又は提出書類に虚偽・不正があった場合。

⑥申込みをした住戸の申込み要件を満たさない場合。

※各住戸に設定された部屋区分（一般区分、老人区分等）や人数制限を14ページで確認してください。

⑦申込み資格がない場合（3、4ページの（1）～（6）を満たしていない場合）

⑧申込者が市税を滞納している場合。

※市税滞納分を分割納付している場合又は延滞金のみの滞納の場合も失格となります。

(16) 船橋駅前総合窓口センター、各出張所、各連絡所では申込書の受付は行っておりません。封筒に切手を貼付の上、必ず船橋市営住宅管理センターへ郵送してください。

※募集のしおりに「申込み用の封筒」は添付されていません。

※封筒の大きさ等の指定はありません。

※住民票異動が未了の方は、提出書類の確認手続きに支障が出ますので、大至急住民票異動の手続きを済ませてください。

また、申込書類を受領した際に、市営住宅管理センターより確認の電話をかける場合があります。

記入例

※提出用は巻末に付属しています。

市営住宅入居申込書

表面

船橋市長あて

令和8年9月6日

市営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。なお、この申込書及び添付書類に虚偽の記載がありましたら、入居決定を取り消されても異議ありません。また、私又は同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないことを保証します。

① 基本情報（太枠内を全て記入してください。また、裏面も必ず記入願います。）

年齢、障害の有無、職業の有無、
基準として記入してください。

当選通知等は、記入された
現住所に送付します。

日中連絡がとれる番号を記
載してください。

申込者氏名 (名義人)	船橋 太郎		電話番号	047(436)2679 090(△△△△)5678						
現住所	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 みなとアパート101号室									
入居しようとする家族	フリガナ 氏 名		続柄	生年月日	年齢	同居 別居	船橋市への 住民登録	手帳等 種類	職業 学校名	所得の 種類
	個人番号 マイナンバー									
	フリガナ 船橋 太郎		本人	SOO. OO. OO	OO		有 無	有 無 身・精・療・他(級) 身・精・療・他(級)	会社員	給 与 年 金 その他
	フリガナ 船橋 花子		妻	SOO. OO. OO	OO	同居 別居	有 無	有 無 身・精・療・他(5 級) 身・精・療・他(3 級)	無職	給 与 年 金 その他
	フリガナ 船橋 二郎		子	HOO. OO. OO	OO	同居 別居	有 無	有 無 身・精・療・他(級) 身・精・療・他(級)	〇〇大学	給 与 年 金 その他
						同居 別居	有 無	有 無 身・精・療・他(級) 身・精・療・他(級)	〇〇高校	給 与 年 金 その他
						同居 別居	有 無	有 無 身・精・療・他(級) 身・精・療・他(級)		給 与 年 金 その他
入居しない 扶養親族	有 無	氏名 住所	続柄	年齢						

② 希望する住宅名を1つ記入してください。

受付番号	申込み住宅名	抽選区分	部屋区分
	大穴南	ア	一般

※単身申込み可能か複数人でないと申込みできない住宅か確認してください。(14ページ)

※単身で申込み場合、60歳以上等、要件があります。(3ページ)

③申込者の現在の住居及び世帯の状況(1～8)について全て回答してください。

1	現在の住居の種類	☒ 間借家(アパー) ・ ☐ UR ・ ☐ 親族の持家 ・ ☐ 間借り ・ ☐ 社宅 ☐ 寮 ・ ☐ 福祉施設 ・ ☐ その他 ()
2	住宅の広さ・居住している人数	<u>58.1</u> m ² <u>4</u> 人
3	家賃月額（共益費を除く）	支払者 ☒ 申込者 ・ ☐ 同居者 ・ ☐ その他 () 家賃月額 <u>60,000</u> 円
4	生活保護を受けていますか。 ※申込みを希望される場合は、担当ケースワーカーに事前にご相談ください。 ※状況によっては受付できない場合があります。	☒ いる ・ ☐ いない 担当ケースワーカー氏名 () 〃 () 円) 〃 () 円) 補欠当選通知、落選通知は返却しません。 必ずコピーを提出してください。
5	同居しようとする者に婚姻予定者がいますか。	☐ います ・ ☒ いない
6	優遇措置を希望する場合は、添付した補欠当選落選通知書記載の募集月を記載してください。	※令和3年9月以降の募集に係る通知のみ有効 令和〇年〇月、令和〇年〇月、令和〇年〇月
7	入居しようとする者に車椅子使用者はいますか。	☒ いる (氏名) ・ ☐ いない
8	該当する申込み時点での住宅困窮理由（複数回答可） ① ☒ 高額家賃 (家賃額が世帯の月収額の30%を超える場合) ※計算方法は募集のしおり27、28ページを確認してください。 ② ☐ 環境 (倉庫等又は衛生上有害な建物に住居) ③ ☐ 狭小 (床面積が10㎡未満) ④ ☐ 住宅 (世帯の年間総所得額 - 控除額) ÷ 12ヶ月 = 月収額 ⑤ ☐ 立退き (立ち退き期限：令和 年 月 日) (家主より老朽化による取り壊し等正当な理由による立ち退き請求を受けており、明確な期限が設定されている) ⑥ ☐ 世帯分離 (他の世帯と同居のため、生活上不便である。又は住宅がないため親族と別居している) ⑦ ☐ その他 (医師の診断により、現在入居している住宅の階段昇降が困難であり、1階の部屋やエレベーター付き住戸又はスロープ付き等のバリアフリー化がなされた住宅への移転が必要である)	

注1 申込者又は同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを確認するために、船橋市営住宅条例第55条の規定により、千葉県警察本部長に照会することがあります。

2 申込みにあたり、「市営住宅募集のしおり」の内容を必ずお読みになり、ご確認ください。

※提出用は巻末に付属しています。

記入例

市営住宅申込みに関する同意書

船橋市長 あて 市営住宅申込みにあたり、以下の記載事項について同意します。

(署名欄) 同意年月日 ○○年 △月 ××日

住所 船橋市湊町2-10-25 みなとアパート101号室

ふりがな ふなばし たろう

申込者氏名 船橋 太郎

生年月日 ○○年 △月 ××日

申込者(名義人)の自筆で
記入と同意欄のチェックを
お願いします。

※必ず自署をお願いします。

	申込者 同意欄	内容
1	☒	申込みは、1世帯につき各募集1回に限ります。1世帯で複数の申込みをした場合は、申込みを無効とします。
2	☒	夫婦の別居等、家族を不自然に分割した申込みはできません。夫婦の別居では、申込時に離婚が成立していない場合は申込みができません。※行方不明の場合や、配偶者（これに準ずる者を含む）から暴力を受けている被害者世帯等、やむを得ない事情がある場合を除きます。
3	☒	申込書表面の「入居しようとする家族」欄には、実際に入居する者を記入してください。入居予定のない者を記入している場合は、虚偽・不正があったとみなされます。申込後の家族の増減・変更は、出生・死亡以外は認められません。
4	☒	住宅を所有する者（登記簿上の名義人および共有名義人）は申込みできません。申込者の固定資産税情報を市で確認します。
5	☒	申込後の申込内容の変更はできません。また、申込書その他の提出書類に不備・虚偽・不正があった場合は、失格とします。
6	☒	当選された方は、入居資格審査にあたって①現在のお住まいの賃貸借契約書（コピー）、②申込み世帯全員が確認できる戸籍の全部事項証明書他必要書類をご提出いただきます。書類の提出がない場合は当選を取り消します。
7	☒	入居予定者及び同居予定者全員の課税情報を市担当者が収集し、入居資格確認のための所得計算を行います。その結果、世帯の月収額が基準を超える場合は、失格とします。
8	☒	入居資格審査及び実態調査を行った結果、申込内容が事実と異なることが判明した場合、当選を取り消します。また、入居後に判明した場合には、住宅を明け渡していただきます。
9	☒	入居者説明会には必ず参加してください。参加しない場合は、当選が取り消しになることがあります。
10	☒	入居前に、敷金として家賃の3か月分を納付してください。家賃は、入居予定者及び同居予定者全員の課税情報を市担当者が収集した上で決定します。
11	☒	入居前に部屋の修繕は行いますが、経年変化による内外装・設備等の汚損・劣化等については行いません。
12	☒	市が通知する入居可能日から2週間以内に入居予定者全員が入居しない場合は、入居許可を取り消します。
13	☒	借上型住宅は、市が住宅所有者から借り上げ、皆様方に転貸するものです。したがって、市と住宅所有者との賃貸借契約が満了する際、住宅から転居していただきます。ただし、契約が延長された場合には引き続き入居が可能です。
14	☒	名義人が転出もしくは死亡した際に、同居者が承継（名義変更）の条件を満たさなかった場合には、市営住宅を明け渡していただきます。
15	☒	申込者に市税の滞納があった場合、入居できません。
16	☒	申込みにあたり、審査の際に市税の納付状況を確認するため、船橋市が船橋市税の納付状況を確認することに同意します。
17	☒	入居資格審査において、市がマイナンバーを使用することに同意します。

※全ての項目に同意☑をいただけない場合、申込みできません。

3. 申込み方法及び必要な書類について

(1) 申込方法

申込書を期間内に郵送してください。(ㄨ切日の消印有効)

※ㄨ切日の翌日以降の消印は無効です。

※船橋市営住宅管理センター窓口では受付できません。

(2) 申込資格の確認

3、4ページの(1)～(6)の要件をすべて満たしている必要があります。

(3) 申込住宅の選択

募集する住宅は14ページに記載されている住宅となります。住宅により申込資格が異なります。14ページの部屋区分、人数制限を必ず確認してください。

(4) 申込書

下記表のNO.1、NO.2の書類を本冊子巻末より取り外し、ご使用ください。なお、NO.3に該当する場合は、併せて提出してください。

NO.	提出書類	対象者
1	市営住宅入居申込書(巻末に付属) ※マイナンバー関連資料として以下もご提出ください。 (1)マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの方 ・マイナンバー(個人番号)カードのコピー(表面・裏面) (2)マイナンバー(個人番号)カードをお持ちでない方 ○下記1から3のいずれか1点をご提出ください。 1. 通知カードのコピー ※住所・氏名・性別・生年月日すべてが住民票記載の事項と一致しているもの 2. マイナンバー(個人番号)が記載された住民票のコピー 3. マイナンバー(個人番号)が記載された住民票記載事項証明書のコピー 上記(2)の場合、下記の1点又は2点の身元確認書類も必要となります。 ○1点で身元確認ができる書類の例(顔写真があるもの) ・運転免許証のコピー・運転経歴証明書のコピー・旅券(パスポート)のコピー・障害者手帳のコピー・在留カードのコピー・特別永住者証明書のコピー 等 ○2点で身元確認ができる書類の例(顔写真のないもの) ・介護保険被保険者証のコピー・後期高齢者医療受給者証のコピー ・資格確認書のコピー・年金手帳のコピー ・年金証書のコピー・児童扶養手当証書のコピー・特別児童扶養手当証書のコピー 等 ※マイナンバーは、課税情報、障害(身体・精神)情報の照会に使用します。	全員
2	市営住宅申込みに関する同意書(巻末に付属)	
3	過去の補欠当選通知書又は落選通知書のコピー(3通以上) ※過去の受付時にお渡ししている半券ではありませんので、ご注意ください。(11ページ参照) ※返却はしませんので、必ずコピーを提出してください。	該当者のみ

4. 抽選方法について

(1) 入居者選考

全て公開抽選により、当選者を決定します。令和3年9月以降の募集に係る補欠当選通知書又は落選通知書のコピーを申込時に提出した場合、抽選優遇措置が適用されます。

①3回～5回分のコピーを提出した場合は当選確率を2倍、6回分以上のコピーを提出された場合は、当選確率を3倍とします。

※過去に当選又は繰上当選したが、辞退した者又は入居資格審査等で失格となった者は、それ以前の補欠当選及び落選回数は加算しません。

②抽選で当選された方は、入居資格審査を受けていただきます。入居資格審査に合格することで入居候補者となります。そのため、抽選で当選されても市営住宅に入居いただけない場合があります。

サンプル

落選通知

先日実施した公開抽選会の結果を通知します。
なお、募集番号（アルファベット表記）の詳細については、裏面をご参照下さい。

1. 募集受付情報

募 集 年 月	平 成 年 月
募 集 番 号	
受 付 番 号	

2. 抽選結果情報

抽 選 日	平 成 年 月 日
抽 選 結 果	落 選
補 欠 順 位	
有 効 期 限	

連絡事項
次回以降の市営住宅申込時、補欠当選通知及び落選通知の原本（3枚以上）を提示すると抽選優遇措置を受けることができます。（有効期限は発行日より5年間、再発行不可）
申込受付時にお渡しした申込書の平添では、抽選優遇措置を受けることができません。

船橋市営住宅管理センター
電話番号：047-436-2679

補欠当選通知

先日実施した公開抽選会の結果を通知します。
なお、募集番号（アルファベット表記）の詳細については、裏面をご参照下さい。

1. 募集受付情報

募 集 年 月	平 成 年 月
募 集 番 号	
受 付 番 号	

2. 抽選結果情報

抽 選 日	平 成 年 月 日
抽 選 結 果	補 欠
補 欠 順 位	
有 効 期 限	

連絡事項
次回以降の市営住宅申込時、補欠当選通知及び落選通知の原本（3枚以上）を提示すると抽選優遇措置を受けることができます。（有効期限は発行日より5年間、再発行不可）
申込受付時にお渡しした申込書の平添では、抽選優遇措置を受けることができません。

船橋市営住宅管理センター
電話番号：047-436-2679

優遇が適用となる
・補欠当選通知書
・落選通知書

(2) 抽選結果の通知

公開抽選終了後、申込者全員に抽選結果（当選・補欠当選・落選）を通知します。

※補欠当選通知、落選通知は今後の抽選優遇措置に必要な書類です。再発行はいたしませんので、各自で保管しておいてください。なお、通知の有効期限は5年間です。

※補欠当選された方については、当選された方が辞退された場合又は入居資格審査において失格となった場合に繰上当選となります。対象者には船橋市営住宅管理センターよりご連絡致します。

※抽選結果の電話でのお問合せは、番号の聞き間違い・言い間違いによるトラブルが生じる恐れがありますので、お答えできません。

5. 当選後の注意事項(入居資格審査に必要な書類)

(1) 当選後の書類審査において、いずれかに該当した場合は、失格とします。

①世帯の月収額が基準を超える場合。(27・28ページをご確認ください)

②資格審査に必要な書類が期限までに揃えられない場合。

※書類の提出期限は、当選通知に記載します。

③申込資格に該当しない者が申込みした場合。

④申込者が市税を滞納している場合。

※市税滞納分を分割納付している場合又は延滞金のための滞納の場合も失格となります。

(2) 入居資格審査に必要な書類

抽選で当選された方は、入居資格審査書類を指定の期限までに提出してください。

必要書類が追加となる可能性がありますので、自宅に送付される当選通知を必ず確認してください。

(3) 当選後に辞退される方

抽選で当選後に辞退される方は、辞退届をご提出いただきます。当選通知、10ページに記載の身元確認ができる書類を持参のうえ、当選通知受領後3日以内に、船橋市営住宅管理センターへお越しください。

NO	提出書類	対象者
1	申込者全員が確認できる戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)	全員
2	現在お住まいの住宅の賃貸借契約書(コピー) ※「家賃」「広さm ² 」「契約年月日」「契約期間が市営住宅申込日を含むこと」「同居人」を確認できる最新のもの。	該当者のみ
3	給与明細書(直近3か月分)のコピー ・令和7年1月2日以降に就職又は転職した者がいる場合。	
4	収支の分かる内訳書又は令和8年度(令和7年分)確定申告書の写し ・令和7年1月2日以降に事業を開始又は事業が変わった者がいる場合。	
5	雇用保険被保険者離職票のコピー又は退職証明書等のコピー ・離職中の者がいる場合。	
6	療育手帳等のコピー ・療育手帳等の交付を受けている者がいる場合。	
7	立ち退きに関する書類のコピー ※書面に通知日、明確な立ち退き期限、理由、貸主の捺印がなされているもの。 ※家賃滞納や迷惑行為など本人の責によるものは該当しません。	

NO	提出書類	対象者
8	婚約証明書※対象者には船橋市営住宅管理センターより用紙を送付します。 ・婚姻予定の者がいる場合。 ※戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）で婚姻を確認できる場合は、提出不要です。	該当者のみ
9	パートナーシップ宣誓証明書又はパートナーシップ宣誓証明カードのコピー（両面） ※ふなばしパートナーシップ宣誓制度を利用する者	
10	所有権移転の登記後の謄本 ※申込み時点で住宅を所有する者（登記簿上の名義人、共有名義人）。	
11	在留カードのコピー（両面） ・外国籍の方が申し込む場合。	
12	その他必要と認められる書類 ※審査が終了するまでに追加請求する場合があります。	

6. 入居手続きについて

抽選会で当選された方には、入居者説明会の開催日時等を通知します。

入居者説明会にて、下記提出書類等についてご説明いたします。

- (1)連絡先の届け出が必要となります。
- (2)入居前に敷金として家賃3か月分を納付していただきます。納付できない場合は、入居許可を取り消します。
- (3)市が通知する入居可能日から2週間以内に入居予定者全員が入居してください。
- (4)家賃の支払いは原則口座振替となります。入居前に手続きをしてください。
- (5)入居手続きにおける書類につきましては、入居者説明会にて配布いたします。

NO	項目	手続き内容
1	請書の提出	賃貸借契約書にかわるものになります。 連絡先の届け出が必要になります。※同居人不可。
2	誓約書の提出	ペットを飼育しない旨の誓約をしていただきます。
3	同意書の提出	市営住宅の管理上必要があると認められた場合に、市長が指名した者が立入検査することに同意していただきます。
4	敷金の納付	家賃の3か月分を敷金として納付いただきます。

毎回、当選後に辞退される方が少なからずいらっしゃいます。結果として当該住戸に応募した方から当選する機会を奪う事となりますので、よくお考えのうえ、応募頂きますようお願いいたします。

7. 募集住宅詳細(一覧表・間取図等)

令和8年9月 市営住宅募集部屋一覧

No.	抽選区分	住宅名	階数	住戸番号	間取り	専有面積(m ²)	部屋区分	人数制限	令和8年度家賃	エレベーター	駐車場	エアコン	網戸	借上満了年度
1	ア	大穴南	2階	202	2DK	50.0	老人	1人以上	18,800 ～ 36,900	×	○	×	×	—
2	イ	薬円台	3階	5棟301	3DK	65.1	老人	2人以上	23,200 ～ 45,500	×	○	×	×	—
3	ウ	二和東第一	1階	2棟102	2DK	58.1	老人	1人以上	21,600 ～ 42,300	×	○	×	×	—
4	エ	前原	4階	404	1DK	36.8	一般	1人以上	17,100 ～ 33,700	○	○	×	○	—
5			5階	503	1DK	36.8	一般	1人以上	17,100 ～ 33,700	○	○	×	○	—
6	オ	(借)金杉台第一	4階	4棟401	3DK	48.7	一般	1人以上	16,700 ～ 22,500	×	△	○	○	R13
7			4階	11棟405	3DK	48.7	一般	1人以上	16,700 ～ 22,500	×	△	○	○	R13
8	カ	(借)金杉	2階	204	1DK	27.4	一般	1人以上	10,600 ～ 20,800	×	×	×	○	R11
9	キ	(借)二宮	1階	102	1DK	33.4	一般	1人以上	13,300 ～ 26,200	×	○	×	○	R8
10	ク	(借)夏見	4階	403	2DK	40.3	一般	2人以上	17,500 ～ 34,400	○	○	×	○	R10
11	ケ		6階	602	3DK	59.8	一般	2人以上	26,000 ～ 51,100	○	○	×	○	R10
12	コ	(借)湊町	3階	306	3DK	55.5	一般	2人以上	26,100 ～ 51,300	○	○	×	○	R10
13	サ	(借)新高根	2階	208	1DK	31.7	一般	1人以上	13,200 ～ 25,900	○	○	×	○	R11
14			3階	305	1DK	31.7	一般	1人以上	13,200 ～ 25,900	○	○	×	○	R11
15	シ	(借)上山町	1階	103	1DK	31.1	一般	1人以上	13,300 ～ 26,100	○	△	×	○	R12
16	ス	(借)東船橋三丁目	1階	103	1DK	30.7	障害	1人以上	16,200 ～ 31,900	○	△	×	○	R15
17	セ		3階	305	2DK	48.3	一般	2人以上	25,500 ～ 50,200	○	△	×	○	R15
18	ソ	(借)大穴南	3階	303	1DK	32.7	老人	1人以上	13,400 ～ 26,400	○	△	×	○	R17
19	タ	(借)行田第三	3階	1棟301	3DK	55.5	ひとり親	2人以上	20,700 ～ 40,600	△	△	○	○	R13
20	チ		6階	9棟606	2DK	46.2	一般	2人以上	17,300 ～ 33,900	△	△	○	○	R13
21	ツ	(借)芝山第二	6階	5棟605	2DK	47.2	一般	1人以上	18,500 ～ 36,300	△	△	○	○	R13
22	テ	(借)芝山第三	4階	2棟413	2DK	45.1	一般	1人以上	17,100 ～ 33,500	○	△	○	○	R13

※一般区分の部屋は、部屋区分が「障害」区分、「老人」区分、「ひとり親」区分に該当する方も応募が可能です。(お一人が応募できる部屋数は一部屋のみとなります)

※エレベーターの“△”マークは、エレベーターはありますが、募集住戸が停止階ではない団地です。

※募集住戸の所在地は、P25、26をご参照ください。申込の前に、確認しておくことをおすすめします。

(駅からの所要時間、坂の有無、団地周辺の生活利便施設など)

※浴槽・風呂釜については、全団地設置済です。

※(借)二宮は令和13年度まで契約更新の予定です。

※家賃の他に、共益費が別途かかります。詳細は、P21をご参照ください。

申込みを希望する部屋を一覧表より選ぶ際、下記(1)～(5)の内容に 注意してください。

(1)設備等について

- ①エレベーターに△がついている住戸については、㊦エレベーターから各住戸階までの間に多少の階段の上り下りがある、㊧エレベーターが不停止の階がある住宅を表します(スキップフロア)。
 - ②一部住宅においては、網戸、ガスコンロ、換気扇、給湯器、エアコン等が初期設備として設置されておきませんので、自己負担での設置となります。
- 入居前に部屋の修繕は行いますが、生活に支障がないと判断されたもの(経年変化による内外装・設備等の汚損・劣化等)は現状のままで引き渡しとなりますので、ご了承ください。
- ③エレベーターありの住宅や1階住戸であっても玄関までに段差のある住宅があります。

(2)駐車場について

- ①駐車場欄に△がついている住宅については、住宅所有者が駐車場を管理しているため、空状況は入居時に住宅所有者へ確認してください。
※(借)上山町、(借)薬円台、(借)東船橋三丁目、(借)行田第一、(借)大穴南、(借)高根台、(借)芝山第一、(借)芝山第二、(借)行田第二、(借)行田第三、(借)小室町、(借)芝山第三、(借)金杉台第一、(借)金杉台第二
- ②市で管理している駐車場は以下のとおりです。記載のない住宅には駐車場はありません。

住宅名	月額	住宅名	月額
市営大穴南団地	6,600円	習志野台借上福祉住宅	9,900円
市営二宮第一団地	7,700円	藤原借上福祉住宅	7,700円
市営藤原団地	8,800円	咲が丘借上福祉住宅	6,600円
市営二宮第二団地	7,700円	南本町借上福祉住宅	12,100円
市営薬円台団地	6,600円	二宮借上福祉住宅	7,700円
市営二和東第一団地	8,800円	夏見台借上公営住宅	8,800円
市営前原団地	9,350円	夏見借上公営住宅	9,900円
市営三山団地	7,370円	湊町借上公営住宅	11,000円
金杉借上福祉住宅	6,600円	新高根借上公営住宅	8,800円
飯山満町借上公営住宅	9,900円		

(3)共通

- ①14ページの家賃は入居時(令和8年度)の家賃になります。
- ②家賃は入居者の収入によって変動します。
- ③家賃の他に、共同施設管理(エレベーター、廊下の清掃や照明交換、低木の剪定等)のための共益費がかかります。
- ④各住戸には人数制限が設けられており、規定数以外で申込むことはできません。
- ⑤借上型住宅(住宅名に(借)のついた住宅)は、市が住宅所有者から借り上げ、皆様方に転貸するものです。したがって、市と住宅所有者との賃貸借契約が満了する際、住宅から退去していただきますので、あらかじめご了承ください。ただし、契約が延長された場合には引き続き入居が可能です。

(4)抽選区分

複数の住戸を1つの区分とし抽選を行った場合は、当選順位により入居する部屋を決定します。

(5)部屋区分

各住戸には部屋区分が定められており、各条件に該当する世帯が申込みできます。なお、②～⑤の区分は、「一般」区分の条件に加え、該当区分の条件に当てはまる世帯が申込み可能です。

①「一般」区分

3・4ページの(1)～(6)の申込資格(入居資格)を満たしている者

一般区分の部屋は、部屋区分が「障害」区分、「老人」区分、「ひとり親」区分に該当する方も応募が可能です。(お一人が応募できる部屋数は一部屋のみとなります)

②「障害」区分、「※障害(車椅子)」区分

申込者本人又は同居親族が、次のいずれかにあてはまる世帯

- (ア) 1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者
- (イ) 1～2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (ウ) ④の1～Bの1の療育手帳の交付を受けている者
- (エ) 第1款症以上の戦傷病者手帳の交付を受けている者

※「障害(車椅子)」区分はスロープなどの設置により一定の配慮がなされた住戸です。

※「障害(車椅子)」区分の住戸は、住居内の移動に車椅子の使用を必要としている方(または含む世帯)が申込可能な住戸です。

※生活上、介護を必要とする者は、市営住宅入居後、介護を受ける体制を整えておくこと。

③「老人」区分

申込者本人が60歳以上であること。なお、現に同居し、又は同居しようとする親族がある場合は、次のいずれかにあてはまる親族のみからなる世帯

- (ア) 配偶者(その他同等の扱いをする者を含む)
- (イ) 18歳未満の者
- (ウ) 1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者
- (エ) 1～2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (オ) ④の1～Bの1の療育手帳の交付を受けている者
- (カ) 60歳以上の者

④「ひとり親」区分

申込者本人が現に20歳未満の子を扶養しており、子以外の同居親族がいない世帯

⑤「連絡員」区分

次の業務ができる世帯

- (ア) 火災報知器等の一時対応に関すること
- (イ) 市との連絡調整や掲示物の掲示に関すること
- (ウ) 共用部の鍵の管理に関すること 等

※業務時間は、原則として午前8時45分～午後5時15分までですが、緊急時には業務時間外でも対応して頂きます。また、業務時間内であっても、必要な外出は行うことができます。

※「事故」区分

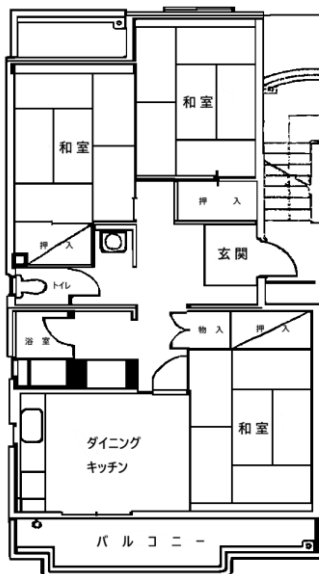
事故部屋とは、人身事故などがあつた住戸です。内容に関するお問合せには一切お答えすることはできません。また、当該事由による住替えはできません。

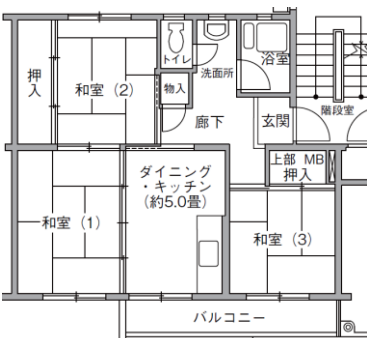
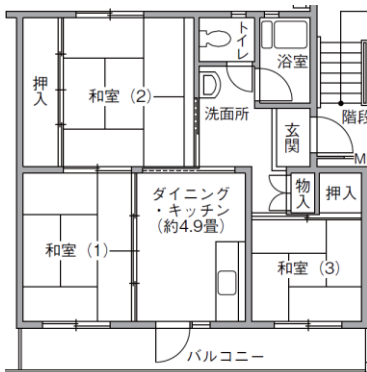
※ 一部住宅については、右記 QR コードより室内画像をご確認いただけます。
(パノラマリンク欄よりご覧ください。)

※ 画像及び間取りが逆(反転)の場合や、多少異なる場合があります。

図面等と実際の住宅が異なる場合は、現状を優先させていただきます。



大穴南	薬円台	二和東第一
202(老人)	5棟301(老人)	2棟102(老人)
 2DK	 3DK	 2DK

前原	(借)金杉台第一	(借)金杉台第一
404(一般) 503(一般)	4棟401(一般)	11棟405(一般)
 1DK(503は反転図)	 3DK	 3DK

※ 一部住宅については、右記 QR コードより室内画像をご確認いただけます。
 (パノラマリンク欄よりご覧ください。)

※ 画像及び間取りが逆(反転)の場合や、多少異なる場合があります。

図面等と実際の住宅が異なる場合は、現状を優先させていただきます。



(借)金杉	(借)二宮	(借)夏見
204(一般)	102(一般)	403(一般)
1DK	1DK	2DK

(借)夏見	(借)湊町	(借)新高根
602(一般)	306(一般)	208(一般) 305(一般)
3DK	3DK	1DK(305は反転図)

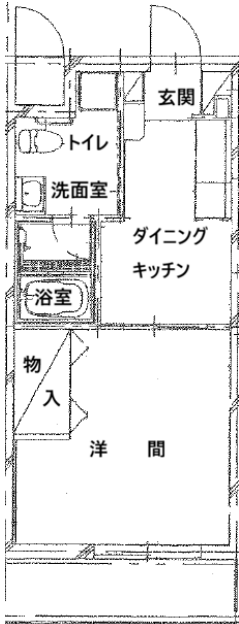
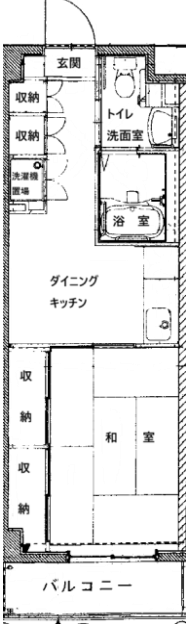
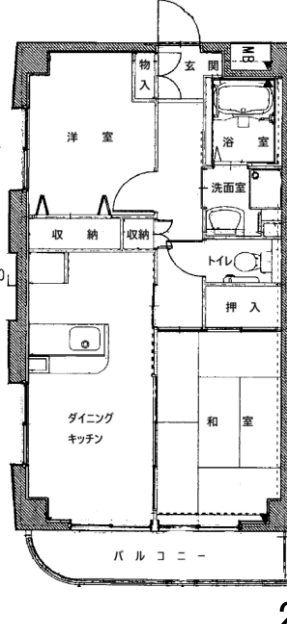
※ 一部住宅については、右記 QR コードより室内画像をご確認いただけます。

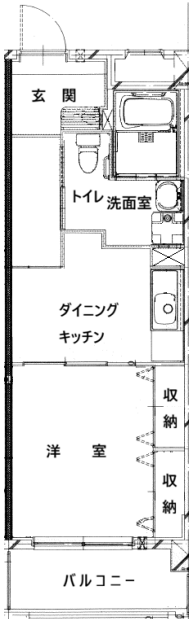
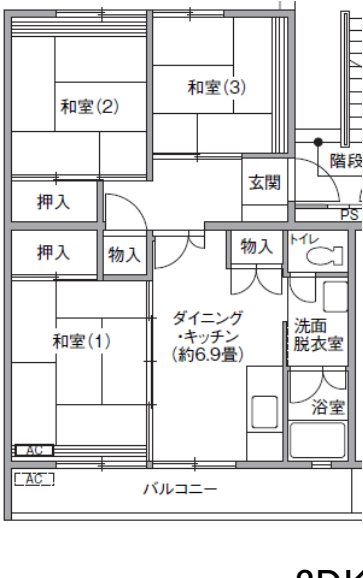
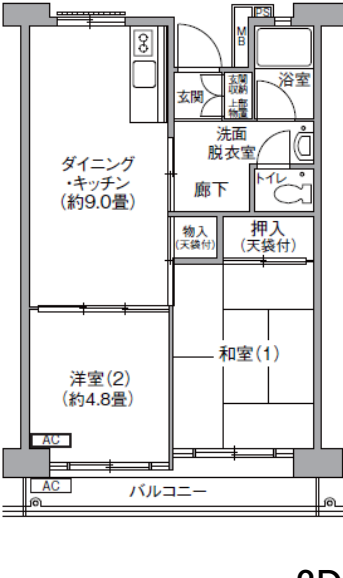
(パノラマリンク欄よりご覧ください。)

※ 画像及び間取りが逆(反転)の場合や、多少異なる場合があります。

図面等と実際の住宅が異なる場合は、現状を優先させていただきます。



(借)上山町	(借)東船橋三丁目	(借)東船橋三丁目
103(一般)	103(障害)	305(一般)
 1DK	 1DK	 2DK

(借)大穴南	(借)行田第三	(借)行田第三
303(老人)	1棟301(ひとり親)	9棟606(一般)
 1DK	 3DK	 2DK

※ 一部住宅については、右記 QR コードより室内画像をご確認いただけます。
 (パノラマリンク欄よりご覧ください。)

※ 画像及び間取りが逆(反転)の場合や、多少異なる場合があります。
 図面等と実際の住宅が異なる場合は、現状を優先させていただきます。



(借)芝山第二	(借)芝山第三
5棟605(一般)	2棟413(一般)
2DK(反転図)	2DK

8. 入居に関する注意事項

(1)市営住宅では、動物(ペット)の飼育や餌付け、一時預かり等は禁止しています。

※身体障害者補助犬法に基づく補助犬は認められます。

(2)家賃の他に、共同施設管理(エレベーター、廊下の清掃や照明交換、低木の剪定等)のための共益費がかかります。

共益費は、入居者で組織する自治会等において、集金や管理を行っており、各々の経費に充てるため、入居者は責任を持って支払わなければなりません。

また、共益費の支払いだけでなく清掃活動等についても原則参加・協力する義務があります。

このような活動について自治会等で活動をしていることもありますので、入会をお願いします。

(3)家賃については、毎年7月に「収入に関する申告書」を提出していただき、その申告をもとに翌年度の家賃を決定いたします。

(4)家族構成により家賃が変わることがありますので、家族の異動(出生、転出、死亡等)があった場合は、必ず届出をしてください。

(5)退去時には、畳、襖等の原状回復費用を負担していただきます。また、喫煙や落書き等による汚損の場合は、壁紙の張替費用等を請求致しますので、あらかじめご了承ください。

(6)電話・インターネット回線等は原則既設のものを使用してください。

9. 市営住宅一覧・分布図

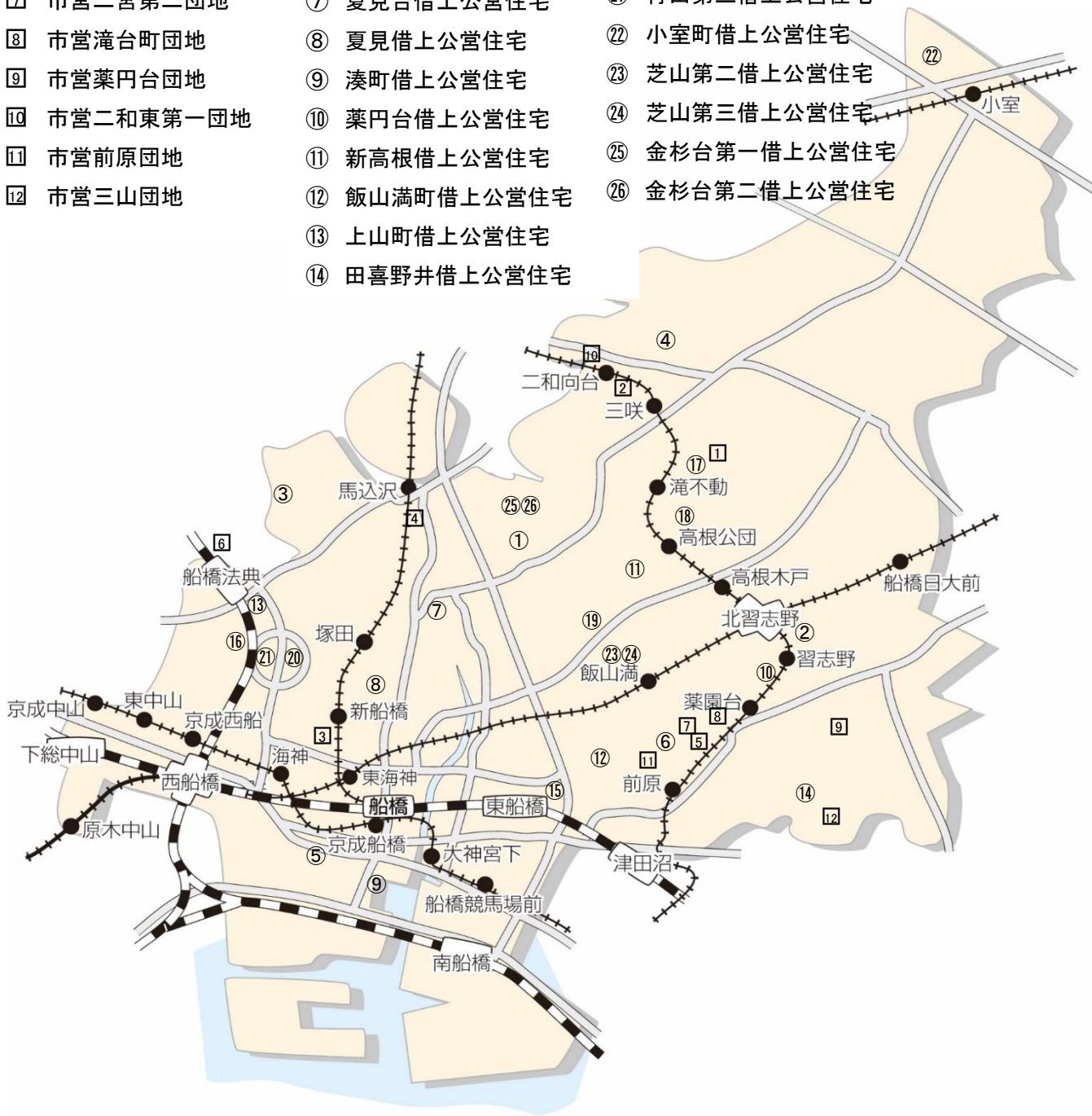
＜直接建設型住宅＞

＜借上型住宅＞

- ① 市営大穴南団地
- ② 市営二和東第二団地
- ③ 市営海神三丁目団地
- ④ 市営馬込町団地
- ⑤ 市営二宮第一団地
- ⑥ 市営藤原団地
- ⑦ 市営二宮第二団地
- ⑧ 市営滝台町団地
- ⑨ 市営薬円台団地
- ⑩ 市営二和東第一団地
- ⑪ 市営前原団地
- ⑫ 市営三山団地

- ① 金杉借上福祉住宅
- ② 習志野台借上福祉住宅
- ③ 藤原借上福祉住宅
- ④ 咲が丘借上福祉住宅
- ⑤ 南本町借上福祉住宅
- ⑥ 二宮借上福祉住宅
- ⑦ 夏見台借上公営住宅
- ⑧ 夏見借上公営住宅
- ⑨ 湊町借上公営住宅
- ⑩ 薬台台借上公営住宅
- ⑪ 新高根借上公営住宅
- ⑫ 飯山満町借上公営住宅
- ⑬ 上山町借上公営住宅
- ⑭ 田喜野井借上公営住宅

- ⑮ 東船橋三丁目借上公営住宅
- ⑯ 行田第一借上公営住宅
- ⑰ 大穴南借上公営住宅
- ⑱ 高根台借上公営住宅
- ⑲ 芝山第一借上公営住宅
- ㉑ 行田第二借上公営住宅
- ㉒ 行田第三借上公営住宅
- ㉓ 小室町借上公営住宅
- ㉔ 芝山第二借上公営住宅
- ㉕ 芝山第三借上公営住宅
- ㉖ 金杉台第一借上公営住宅
- ㉗ 金杉台第二借上公営住宅



外観写真

＜直接建設型住宅＞		
1 市営大穴南団地	2 市営二和東第二団地	3 市営海神三丁目団地
		
4 市営馬込町団地	5 市営二宮第一団地	6 市営藤原団地
		
7 市営二宮第二団地	8 市営滝台町団地	9 市営薬円台団地
		
10 市営二和東第一団地	11 市営前原団地	12 市営三山団地
		
＜借上型住宅＞		
1 金杉借上福祉住宅	2 習志野台借上福祉住宅	3 藤原借上福祉住宅
		
4 咲が丘借上福祉住宅	5 南本町借上福祉住宅	6 二宮借上福祉住宅
		

<借上型住宅>		
7 夏見台借上公営住宅	8 夏見借上公営住宅	9 湊町借上公営住宅
		
10 薬円台借上公営住宅	11 新高根借上公営住宅	12 飯山満町借上公営住宅
		
13 上山町借上公営住宅	14 田喜野井借上公営住宅	15 東船橋三丁目借上公営住宅
		
16 行田第一借上公営住宅	17 大穴南借上公営住宅	18 高根台借上公営住宅
		
19 芝山第一借上公営住宅	20 行田第二借上公営住宅	21 行田第三借上公営住宅
		
22 小室町借上公営住宅	23 芝山第二借上公営住宅	24 芝山第三借上公営住宅
		
25 金杉台第一借上公営住宅	26 金杉台第二借上公営住宅	
		

学区・主な交通機関

※学区については、参考となりますので、最新の情報は市ホームページをご確認ください。

○直接建設型住宅

	住宅名称	所在地	小学校	中学校	主な交通機関
1	市営二和東第二団地	二和東5丁目61番	三咲	御滝	京成松戸線・三咲駅から徒歩4分
2	市営海神三丁目団地	海神3丁目28番	海神	海神	東武野田線・新船橋駅から徒歩3分、東葉高速線・東海神駅から徒歩9分
3	市営馬込町団地	馬込西2丁目12番	法典東	旭	東武野田線・馬込沢駅から徒歩6分
4	市営二宮第一団地	二宮2丁目3番	飯山満	二宮	京成松戸線・薬園台駅から徒歩10分、京成松戸線・前原駅から徒歩13分
5	市営藤原団地	藤原2丁目6番	法典西	行田	J R武蔵野線・船橋法典駅から徒歩7分
6	市営二宮第二団地	二宮2丁目35番	飯山満	二宮	京成松戸線・薬園台駅から徒歩15分、京成松戸線・前原駅から徒歩15分
7	市営滝台町団地	滝台町94番地5	飯山満	二宮	京成松戸線・薬園台駅から徒歩6分
8	市営薬円台団地	薬円台3丁目21番	薬円台南	三田	京成松戸線・薬園台駅または習志野駅から徒歩21分 J R総武線・津田沼駅からバス17分（京成バス・「田喜野井入口」バス停から徒歩5分含む）
9	市営二和東第一団地	二和東6丁目14番	三咲	御滝	京成松戸線・二和向台駅から徒歩3分、京成松戸線・三咲駅または鎌ヶ谷大仏駅から徒歩13分
10	市営大穴南団地	大穴南1丁目8番1号	大穴	大穴	京成松戸線・滝不動駅から徒歩10分
11	市営前原団地	前原西6丁目1番35号	中野木	前原	京成松戸線・前原駅から徒歩6分
12	市営三山団地	三山2丁目4番	三山	三田	京成本線・京成大久保駅から徒歩18分 J R総武線・津田沼駅からバス20分（京成バス・「済生会習志野病院」バス停から徒歩6分含む）

○借上型住宅

	住宅名称	所在地	小学校	中学校	主な交通機関
1	金杉借上福祉住宅 (コーボス)	金杉4丁目14番23号	金杉台	御滝	京成松戸線・滝不動駅から徒歩26分 ＪＲ総武線・船橋駅からバス20分（京成バス・「金杉緑地」バス停から徒歩3分含む）
2	習志野台借上福祉住宅 (成江習志野台ハイツ)	習志野台3丁目14番16号	習志野台第一	習志野台	京成松戸線・北習志野駅から徒歩6分、京成松戸線・習志野駅から徒歩8分
3	藤原借上福祉住宅 (バルデ藤原)	藤原4丁目2番7号	法典	法田	東武野田線・馬込沢駅から徒歩27分 ＪＲ武蔵野線・船橋法典駅からバス8分（京成バス・「大塚ガラス」バス停から徒歩2分含む）
4	咲が丘借上福祉住宅 (こむはうす2)	咲が丘4丁目36番15号	八木が谷	八木が谷	京成松戸線・二和向台駅から徒歩16分、京成松戸線・三咲駅から徒歩15分
5	南本町借上福祉住宅 (ゆう・さざなみ)	南本町21番18号	南本町	湊	ＪＲ総武線・船橋駅から徒歩18分
6	二宮借上福祉住宅 (カムイ・アイカム)	二宮1丁目42番8号	飯山満	二宮	京成松戸線・前原駅または薬園台駅から徒歩15分
7	夏見台借上公営住宅 (ソルーチェ夏見台)	夏見台4丁目10番18号	夏見台	船橋	東武野田線・塚田駅から徒歩20分 ＪＲ総武線・船橋駅からバス13分（京成バス・「三軒家バス」停から徒歩3分含む）
8	夏見借上公営住宅 (ヒルトップ矢野(棟))	夏見3丁目26番11号	八栄・夏見台 <選択>	船橋	東武野田線・塚田駅または新船橋駅から徒歩15分 ＪＲ総武線・船橋駅からバス8分（京成バス・「夏見北」バス停から徒歩1分含む）
9	湊町借上公営住宅 (魚水庵)	湊町3丁目12番6号	湊町	湊	ＪＲ総武線・船橋駅から徒歩16分
10	薬園台借上公営住宅 (サンライズ薬園台)	薬園台6丁目13番15号	七林	七林	京成松戸線・薬園台駅または習志野駅から徒歩6分
11	新高根借上公営住宅 (エトワール仲村)	新高根1丁目17番3号	高根東	高根	京成松戸線・高根公団駅から徒歩12分、京成松戸線・高根木戸駅から14分
12	飯山満町借上公営住宅 (ウェルフェアポート)	飯山満町2丁目480番地1	飯山満南	飯山満	東葉高速線・飯山満駅から徒歩18分 ＪＲ総武線・津田沼駅からバス20分（京成バス・「飯山満二丁目」バス停から徒歩1分含む）
13	上山町借上公営住宅 (パレド上山2号館)	上山町1丁目154番地14	法典西	行田	ＪＲ武蔵野線・船橋法典駅から徒歩4分
14	田喜野井借上公営住宅 (グレイスフォート)	田喜野井2丁目20番7号	田喜野井	三田	京成松戸線・薬園台駅から徒歩21分 ＪＲ総武線・津田沼駅からバス17分（京成バス・「四号棟前」バス停から徒歩8分含む）
15	東船橋三丁目借上公営住宅 (グリタ・カネコ)	東船橋3丁目13番7号	峰台	宮本	ＪＲ総武線・東船橋駅から徒歩6分
16	行田第一借上公営住宅 (シティー・ホレスト)	行田3丁目24番1号	行田西	行田	ＪＲ武蔵野線・船橋法典駅から徒歩13分 ＪＲ総武線・西船橋駅からバス12分（京成バス・「行田」バス停から徒歩5分含む）
17	大穴南借上公営住宅 (グリーンパーク滝不動)	大穴南1丁目5番11号	大穴	大穴	京成松戸線・滝不動駅から徒歩9分
18	高根台借上公営住宅 (バルファミーユ高根台)	高根台1丁目9番1号	高根台第三	高根台	京成松戸線・高根公団駅から徒歩3分
19	芝山第一借上公営住宅 (ＵＲ芝山団地)	芝山2-5	芝山西	芝山	東葉高速線・飯山満駅から徒歩17分 ＪＲ総武線・船橋駅からバス17分（京成バス・「芝山団地入口」バス停から徒歩3分～6分）
20	行田第二借上公営住宅 (ＵＲ行田団地)	行田2-2	行田東	行田	東武野田線・塚田駅から徒歩17分 ＪＲ総武線・西船橋駅からバス12分（京成バス・「行田団地」バス停から徒歩1分含む）
21	行田第三借上公営住宅 (ＵＲ行田団地)	行田3-1	行田西	行田	東武野田線・塚田駅から徒歩17分 ＪＲ総武線・西船橋駅からバス12分（京成バス・「行田団地」バス停から徒歩1分含む）
22	小室町借上公営住宅 (ＵＲ千葉ニュータウン小室ハイランド)	小室町904	小室	小室	東武野田線・船橋駅から新鎌ヶ谷駅→北総線・小室町駅下車徒歩2分
23	芝山第二借上公営住宅 (ＵＲ芝山団地)	芝山1-40	芝山西	芝山	東葉高速線・飯山満駅から徒歩8～11分 ＪＲ総武線・船橋駅からバス17分（京成バス・「芝山団地入口」バス停から徒歩1分～3分）
24	芝山第三借上公営住宅 (ＵＲ芝山団地)	芝山3-10	芝山東	芝山	東葉高速線・飯山満駅から徒歩8～11分 ＪＲ総武線・船橋駅からバス17分（京成バス・「芝山団地入口」バス停から徒歩1分～3分）
25	金杉台第一借上公営住宅 (ＵＲ金杉台団地)	金杉台1-3	金杉台	御滝	京成松戸線・高根公団駅から徒歩26～33分 JR総武線・船橋駅からバス20分（京成バス・「団地入口」バス停から徒歩2～7分）
26	金杉台第二借上公営住宅 (ＵＲ金杉台団地)	金杉台2-1	金杉台	御滝	京成松戸線・高根公団駅から徒歩26～33分 JR総武線・船橋駅からバス20分（京成バス・「団地入口」バス停から徒歩2～7分）

10. 月収額(所得)の計算方法

(1) 世帯の年間総所得金額を計算する

申込者及び同居予定者について、各人の年間総所得金額(以下①～③に該当する所得全て)を計算した後に合算し、「A. 世帯の年間総所得金額」を算出します。

①給与所得者・・・源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が年間総所得金額になります。

※令和7年1月2日以降に就職又は転職をした場合、
給与明細など所得がわかる書類を基に、下表のとおり計算を行います。

収入(就職した月の翌月から申込月の前月まで)－通勤費・賞与 働いた月数(就職した月の翌月から申込月の前月まで) ×12+ボーナス= 年間総収入金額		
年 間 総 収 入 金 額	年間総所得金額の計算方法	年間総所得金額
0 円～ 650,999 円	→	0 円
651,000 円～1,899,999 円	年間総収入金額－650,000 円	(円)
1,900,000 円～ 3,599,999 円	次のとおり端数整理します。 ・年間総収入金額÷4,000 円 =【イ】(小数点以下切り捨て) ・【イ】×4,000 円=【ロ】年間総収入金額	【ロ】年間総収入金額 ×0.7 －80,000 円 (円)
3,600,000 円～ 6,599,999 円	右の【ロ】年間総収入金額 にあてはめ、 年間総所得金額を算出してください。 (例)3,832,999 円÷4,000 円=958.24975 958 ×4,000 円=3,832,000 円	【ロ】年間総収入金額 ×0.8 －440,000 円 (円)
6,600,000 円～8,499,999 円	年間総収入金額 ×0.9 －1,100,000 円	(円)
8,500,000 円～	年間総収入金額－1,950,000 円	(円)

②年金所得者・・・年金合計金額に応じ、下表を基に計算を行います。

※遺族年金、障害年金等、法律で非課税となるものは0円として計算します。

年齢	年金合計金額	年間総所得金額の計算方法	年間総所得金額
65 歳 以上	0 円～1,100,000 円	→	0 円
	1,100,001 円～3,299,999 円	年金合計金額 － 1,100,000 円 =	(円)
	3,300,000 円～4,099,999 円	年金合計金額 × 0.75 － 275,000 円 =	(円)
	4,100,000 円～7,699,999 円	年金合計金額 × 0.85 － 685,000 円 =	(円)
65 歳 未 満	0 円～ 600,000 円	→	0 円
	600,001 円～1,299,999 円	年金合計金額 － 600,000 円 =	(円)
	1,300,000 円～4,099,999 円	年金合計金額 × 0.75 － 275,000 円 =	(円)
	4,100,000 円～7,699,999 円	年金合計金額 × 0.85 － 685,000 円 =	(円)

③事業所得者・・・前年中の「所得金額」が年間総所得金額になります。

※令和7年1月2日以降に事業開始の場合、収支内訳書を基に下の計算式で計算します。

事業所得の合計
営業月数

×12=

A. 年間総所得金額

(2) 控除額を計算する

次に、下表により「B. 控除額」を計算します。

控除の種類		控 除 の 内 容	控除額
1	親族控除	申込者本人を除く、同居しようとする親族及び遠隔地扶養親族（出産予定の子は含みません）	1人につき年 380,000 円
2	基礎控除	申込者本人及び同居者で給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する人	1人につき年 100,000 円 ただし、所得が 100,000 円未満の場合は所得額
3	老人扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢 70 歳以上の者	1人につき年 100,000 円
4	特定扶養親族控除	所得税法上の扶養親族のうち、 <u>年齢 16 歳以上 23 歳未満</u> の者（配偶者は該当しません）	1人につき年 250,000 円
5	障害者控除	所得者本人及び扶養親族のうち次のいずれかに当てはまる者 ① 3～6 級の身体障害者手帳の交付を受けている者 ② 2・3 級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ③ B の 1・B の 2 の療育手帳の交付を受けている者 ④ 第 4 項症～第 5 款症の戦傷病者手帳の交付を受けている者 ⑤ 65 歳以上で障害の程度が①②と同程度であることの認定を船橋市長から受けている者	1人につき年 270,000 円
6	特別障害者控除	所得者本人及び扶養親族のうち次のいずれかに当てはまる者 ① 心神喪失の状況にある者 ② 1～2 級の身体障害者手帳の交付を受けている者 ③ 1 級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ④ A の 1～A の 2 の療育手帳の交付を受けている者 ⑤ 特別項症～第 3 項症の戦傷病者手帳の交付を受けている者 ⑥ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている者 ⑦ 常に就床を要し複雑な介護を要する者 ⑧ 65 歳以上で障害の程度が①②③と同程度であることの認定を船橋市長から受けている者	1人につき年 400,000 円
7	ひとり親控除	婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で、生計を一にする子（総所得金額等が 48 万円以下で他の者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない子に限る）がおり、合計所得金額が 500 万円以下であり、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者	1人につき年 350,000 円 ただし、所得金額から 2. 基礎控除により控除した残額（2. 基礎控除による控除がない場合は当該所得金額）が 350,000 円未満の場合はその残額
8	寡婦控除	ひとり親に該当しない者のうち次のいずれかに当てはまる者 ① 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が 500 万円以下であり、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者 ② 夫と死別した後婚姻をしていないか夫の生死が明らかでない者で、合計所得金額が 500 万円以下であり、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者	1人につき年 270,000 円 ただし、所得金額から 2. 基礎控除により控除した残額（2. 基礎控除による控除がない場合は当該所得金額）が 270,000 円未満の場合はその残額

(3) 月収額(所得)を計算する

$$\left(\boxed{\text{A. 世帯の年間総所得金額}} - \boxed{\text{B. 控除額合計}} \right) \div 12 = \boxed{\text{月収額(所得)}}$$

提出書類チェックリスト

チェック欄	提出書類	対象者
	市営住宅入居申込書(巻末に付属) ※マイナンバー関連資料の写し添付	全員
	市営住宅申込みに関する同意書(巻末に付属)	
	過去の補欠当選通知書又は落選通知書のコピー(3通以上)	該当者のみ

◎ 7～9ページの記入例を確認し、記入漏れがないかを確認してください。

市営住宅についての問い合わせ先

船橋市営住宅管理センター 【電話】 047-436-2040